

令和3年第5回

中札内村議会臨時会会議録

令和3年7月28日（水曜日）

◎出席議員（8名）

1番	木村優子君	2番	中西千尋君
3番	黒田和弘君	4番	大和田彰子君
5番	北嶋信昭君	6番	船田幸一君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 森田匡彦君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	川尻年和君
住民課長	高島啓至君	福祉課長	高桑佐登美君
施設課長	成沢雄治君	総務課参事	山澤康宏君
総務課長補佐	渡辺大輔君		

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 平澤 悟君 書記 柴田 翔太郎 君

◎議事日程

日 程 第 1		会議録署名議員の指名
日 程 第 2		会期の決定
日 程 第 3	議案第 4 5 号	中札内村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日 程 第 4	議案第 4 6 号	財産の取得について
日 程 第 5	議案第 4 7 号	工事請負契約の締結について
日 程 第 6	議案第 4 8 号	令和 3 年度中札内村一般会計補正予算について

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第5回中札内村議会臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中井康雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番北嶋議員と6番船田議員を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（中井康雄君） 日程第2、会期の決定を議題にいたします。

お諮りします。

この臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

◎日程第3 議案第45号 中札内村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第3、議案第45号、中札内村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの発行主体として位置付けされるほか、発行に係る手数料の徴収事務を市町村長に委託することが可能となり、本村条例に規定する手数料の徴収根拠が不要となることから、一部規程を削除して改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） それでは黒ナンバー 3 番、議案関係資料 1 ページをお開き下さい。新旧対照表により説明をさせていただきます。今回の改正は趣旨説明にもありましたが、本年 9 月 1 日を施行日とした国の法律改正により「地方公共団体情報システム機構」が個人番号カードの発行主体・組織として明確に位置付けされたほか、発行事務にかかる手数料の徴収事務につきましても同機構が国の許可を受け手数料の額を定め徴収することとなります。

実際の流れとしては、地方公共団体情報システム機構が市町村長に手数料徴収に係る事務を委託契約した上で、市町村は契約に基づき徴収した手数料を一時的に保管の上、のちに同機構へ納入する方法が想定されているところであります。このことから、本村手数料条例第 2 条にかかる別表中、「個人番号カードの再交付手数料」の規定を削除するとともに、現在、紙製で発行されております、個人番号通知カード。この再発行も既に廃止されておりますので、合わせて条例中の規定を削除するものであります。

最後に、今回の一部改正は令和 3 年 9 月 1 日より施行いたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第 4 5 号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第 4 5 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 4 5 号、中札内村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 5 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第 4 6 号 財産の取得について

○議長（中井康雄君） 日程第 4、議案第 4 6 号、財産の取得についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨について、ご説明申し上げます。

本案件は、街路灯・防犯灯購入業務について、7 月 2 6 日に指名競争入札を行った結果、

落札しました業者を通して、北海道市町村備荒資金組合より譲り受けようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 財産の取得について、補足説明を申し上げます。黒ナンバー3番、議案関係資料の2ページをお開きください。街路灯防犯灯購入業務であります、財産の取得について記載しております。本業務につきましては、6社による指名競争入札を行いました。落札業者は有限会社双栄電気工業で、予定価格4,009万9,728円に対して3,795万円で落札し、落札率は94.64%でございます。また、2番札につきましては3,872万円でございました。

本業務において購入しようとするものは、街路灯および防犯灯において、既存の照明が水銀灯もしくはナトリウム灯になっているものをLED照明に取り替えるもので、446個のLEDを購入するものであります。

また、本業務においてはLEDの購入と合せて、取り替えに係る経費も含めております。

これにより、電気量の省エネ化を図るとともに、電気料金の軽減となるものでございます。北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業により購入を取り進めるもので、村が備荒資金組合に委任され、取り進めを行いました。

この金額に備荒資金組合が定める金利0.1%を加え、令和7年度までの債務負担行為によってですね、取得を取り進めるものでございます。契約の相手方につきましては、北海道市町村備荒資金組合となります。

なお、3ページに仕様書を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第46号に対する質疑を行います。

質疑はありますか。3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） はい、それでは1点確認をさせていただきたいという風に思います。以前からLEDの取替を進めておるところでございますけれども、全体として何個完了しているのかということと、さらにまた、今回の取替数ということで今説明があつてわかったんですが446個をとりかえると。まあこんなことだという風に思います。

それである、そのうちですね、国道沿いの街路灯についてでありますけれども、以前、節電のため2灯のところ1灯、消灯したところがございますが、多くの住民の方からですね、声が聞こえるわけですが、中札内市街については他の町村に比べて非常に暗いと。こういうことで以前から言われてきました。

それを受けて、以前の議会でも何回か私も質問したところですね。まあ、前向きに検討したいという話は記憶にあるわけですが、それを受けて当然今回、LED化してですね、2灯点灯することで進めているという風に思いますが、そこらへんについて再確認をしたいという風に思います。よろしくお願いします。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） それでは黒田議員の質問にお答えしたいという風に思います。まず、何個進んでいるかということでございますが、令和2年度末でですね、410基あまり省エネ化ということが進んでおります。今回、446基やるわけでございますけれど

も、この中には国道のデザイン灯ですね、こちらの方の2基。まあ、今交互に1基ずつ点いているような形をとっております。

黒田議員いわれるように、省エネ化ということで、今、しておりますが、今回のLEDを取り進めるにあたって、双方とも点けるというような考え方を持っていますね、今回の交換を進めているところでございます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

他に質疑はございますか。2番中西議員。

○2番（中西千尋君） 今、LEDに変えるということでご説明をいただきました。あの、上札内地区で今、先月末くらいから非常に街路灯が点いていない箇所が3か所ほどあって、担当と話し合いをさせていただいておりましたけれども、この事業があるから早急に切れている部分はこの事業の結果を見てということであつたんですけれども、1月以上経っているところやら、上札内、道道沿いの郵便局を中心にした、一番メインのところでは3灯切れているところがあるんですよ。そのようなことを踏まえて、工事の進め具合、そういう切れているところ等々を先にやるのか、順番にやらなければならないのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 中西議員の質問にお答えしたいと思います。上札内の地区、3灯ということは、現地、私も見て確認をしております。今回街路灯・防犯灯の購入にあたってですね、この部分は設計に含まれておりましたので、この部分につきましてはこの後、本契約を締結したのちにですね、まあ、可決いただいた後ですね、本契約したのちに、この部分については受託された業者と打ち合わせの上、なるべく早めに取り替えるような形でですね、取り進めてまいりたいという風に考えてるのでございます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

他に質疑はありますか。7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 資料の仕様書の5番目の方で、器具の保証期間について謳われているんですけども、通常1年保証ですけれども、施工等の保証2年追加して3年保証とすることが書かれているんですけども、LED電球になると通常かなりこう長寿命化といいましょうか、家庭あたりで使っている電気あたりでもかなり長い時間使えるということが謳われているんですけども、だいたいどのくらいの期間、通常ですと使用できるものなのか。今までの多分ナトリウム灯あたりから比べるとかなり長い間交換しないでも済むのかどうか、その辺もしわかつてることがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） これまでLED化さらには省エネ化の電球に替えてきております。そういった電球もですね、平成20年超えたあたりから取り替えてきておりますが、その部分消えてないところがありますので、この間十数年経ってるかと思いますが、交換にあたっては十数年以上持つものというものもあるかなという風に思っております。

具体的に何年以上持つということはちょっとあのここでは回答できませんけども、一応、そういった状況も踏まえてですね、十数年もっているものもありますし、今後どうなっていくかということも踏まえてですね、今後見ていきたいという風に思ってます。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） わかりました。当たり・ハズレもあるので、いつまでもつという

ことは言えないと思うんですけども、この保証期間の3年ですけども、この3年以内にもしこのLED電球のどれかが切れた場合についてはその電球を交換していただけるということで理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） そのとおりでございます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。他に質疑はございますか。

それでは、これで質疑を終わります。

議案第46号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第46号、財産の取得についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第47号 工事請負契約の締結について

○議長（中井康雄君） 日程第5、議案第47号、工事請負契約の締結についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、中札内浄化センター計器盤更新工事について、7月26日に指名競争入札を行った結果、落札しました業者と工事請負契約を締結しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） それでは、工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。黒ナンバー3番、議案関係資料4ページをお開きください。中札内浄化センター計器盤更新工事ではありますが、工事請負契約の締結について、記載しております。本工事は、6社による指名競争入札を行いました。落札業者は、大昭電気工業株式会社で、予定価格1億4,157万円に対して、1億4,080万円で落札し、落札率は、99.46%であります。

また、2番札につきましては、1億4,333万円でございました。工事の概要については、中札内浄化センターにおける中央監視装置更新に伴う工事対象機器の計装変換基盤1面、LCD監視装置一式等の更新を行うものでございます。

また、工期につきましては、令和4年3月10日までの工期で実施しようとするものでございます。

なお、5 ページおよび6 ページに配置についての略図を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第47号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第47号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第47号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第48号 令和3年度中札内村一般会計補正予算について

○議長（中井康雄君） 日程第6、議案第48号、令和3年度中札内村一般会計補正予算についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、議題に供されました、一般会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ3,063万3,000円を追加し、総額を53億6,558万2,000円に調整したものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） それでは一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。黒ナンバー2番をご用意いたします。歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に係のある特定財源につきましても、合わせて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

まず、7ページをお開きください。2款総務費、説明欄最上段、産業廃棄物処理委託207万1,000円の追加は、旧役場庁舎、農村環境改善センターなどから排出した備品および消耗品等の産業廃棄物を処理委託するものでございます。あわせて、特定財源として、旧屋内ゲートボール場、中札内村立診療所、旧ひばり荘および消防庁舎からですね、

排出した鉄くず売払いによる収入を231万円見込んでおります。これを充当するものでございます。

次に、その下段、3款民生費、説明欄、障がい者グループホーム施設整備補助金2,388万5,000円の追加は、ポロシリ福祉会の障がい者グループホーム施設「かしわ荘」を整備することにあたって、国および道補助金が内定し、村からの助成を行うものでございます。あわせて、特定財源の福祉基金も2,380万円追加するものであります。なお、黒ナンバー3番の議案関係資料7ページおよび8ページに施設の概要等、9ページに平面図、10ページに立面図を添付しておりますので、ご参照ください。

次に、その下段、6款農林業費、説明欄、道営農道整備特別対策事業中島地区負担金450万円の追加は、中島東5線道路路肩拡幅工事における年度内の予算調整に伴う事業費の増加であります。あわせて、特定財源として、公共施設等整備基金繰入金を同額追加するものでございます。

次に、8ページをお開きください。9款消防費、説明欄、とかち広域消防事務組合負担金17万7千円の追加は、JA共済連から高規格救急車の寄贈を受け、高規格救急車に対する機装および救急資機材等の整備を取り進めるため、備荒資金組合の防災・資機材譲渡事業を活用することから、その役務費および償還金等の経費について負担金として支出するものでございます。

次に、戻っていただきまして、6ページをお開きください。19款繰越金であります、令和2年度の決算認定はまだ終えておりませんが、見込むことが可能ですので、歳出に合う額として、2万3千円を追加し調整するものでございます。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第48号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。6番船田議員。

○6番（船田幸一君） かしわ荘に関してですね、旧所在地の住民、それから新所在地への住民。それぞれの行政区ですね、行政区の区長ないしはですね、関係住民に対する地域説明会を行われた経過があるのかどうか伺いをいたします。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） ただいまのかしわ荘移転に伴う地域への説明について、お答えしたいと思います。この計画は令和元年度からスタートしておりますけれども、令和元年度の時点で上札内地区と2区の区長さんに対し、説明をされているということと、昨年令和2年7月ひばり荘の内定があった時に、上札内地区と2区の行政区長さんに説明をしているという風に聞いています。

区長さんの方から、行政区の方に説明をお願いをして、何かご意見等があれば伺うということをお願いをし、特に意見はなかったということで聞いております。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

他に質疑はございますか。3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 1点確認させていただきたいと思います。7ページのあの一般管理費の産業廃棄物処理施設の関係ですけども、それぞれこれ庁舎、改善センターかな、備品、消耗品のものを廃棄物として処理をしたいという。こういう説明を受けたのですが、通常こう処理委託でお金かかるのでなくて鉄くずとして売り払って、お金入ってれば産廃の委託ということで、改めて歳出で組まなくても、処理ができるのかなという風に思

うんですけれども、そこら辺の内容について教えていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 黒田議員の質問にお答えしたいと思いますが、鉄くずで処理できるものは鉄くずで処理いたします。しかしながら、鉄くずとして処理できないもの、そういったものがございまして、その部分について今回、産業廃棄物処理委託費を補正して処理するものでございます。

○議長（中井康雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） わかりましたけれども、先ほどの説明でそうしますと、庁舎・改善センターの備品・消耗品の産廃部分について約200万の処理がいます。かなりの高額になるのですが、どういったものと、ということと、あと、数量的なもの、その200万に相当するようなことで理解できるようなことで説明していただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） まず、旧庁舎・改善センターの備品等につきましては、7月の頭にですね、上旬に村民への売払を行いました。それで、500を超える備品等があったわけなんです、そのうち360余ですか、備品がそういったような公売で売れたんですけども、残り100、200くらいのそういったものがあるかなという風には思っておりますが、そういったところの備品・消耗品ですね、鉄くずとして売れないもの、そういったものがありますので、そういったものについて、今回産廃委託処理するのと、更には、これに合わせてですね、教育委員会等で使われていた備品ですね、パソコンとかも含めてですね、昨年度Windows7からWindows10に変わりました。その中で、パソコン等が出てきております。これは職員の、合わせてですね。そういったパソコン等の更新に合わせたパソコンの産廃委託というところでもございますので、そういったものになります。

まあ、具体的に備品といいましてもどういったものになるかということでございますが、例えば、鉄といいますか、スチールでできている金属製のもの、こういったものにつきましてはある程度鉄くずで売れるのかなという風に判断しておりますが、そういった製品でできていない、例えば、キャビネットとか、更には、ビニール、そういったものでできている製品ですね、まあ、そういったものがございまして。具体的にこういうものだというのはちょっと今示せませんが、一応そういったものが今回の処理であたってですね、しようとするものでございます。

○議長（中井康雄君） はい、3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） あの、だいたい理解はできたんですけども、そうしますと、鉄くずにかかる備品とか消耗品の部分については当然あの、なんか今、鉄あたりが高いのかな、そんなことであの、鉄くずとして売ると。売るんだけど、その他のこうビニールだとか鉄くず以外のものについては売れないんで、産廃の処理委託200万をかけて処理をしたいという、そういう観点に立ってよろしいのか。再確認をしたいという風に思います。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） そのとおりでございます。鉄で処理できるものについてはそういったような処理をしますし、先ほど言いました、例えばビニール、所謂応接セットとかそういうものがあります。そういったもので、ビニール製で、鉄としては、鉄くずとしては処理できないもの、そういったものを処理していくことになります。

○議長（中井康雄君） 他に質疑はございますか。はい、7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） はい、8ページの消防費のほうでちょっと1件お伺いいたします。

先ほど説明を聞いててちょっと理解できなかったものですから再度お伺いいたしますけれども、J A共済連から寄贈を頂いた救急車の方で何か備荒資金組合への償還金分等のために17万7,000円ほどということで、これは新しくJ A共済連から寄贈が決まっていることなのか、それとも今までの消防車についてのこの償還金の負担分なのか、その辺がちょっと理解できなかったものですから、再度説明をいただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 山澤総務課参事。

○総務課参事（山澤康宏君） はい、それではただいまのご質問にお答えしたいと思います。現行の救急車ですけれども、平成20年、2008年から使用しております、本年をもちまして13年が経過しております。で、この度新たにJ A共済連の方に寄贈申請をいたしまして、5月24日に寄贈が決定しております。その寄贈の内容はあくまでもシャーシ、車両の本体分の寄贈のみとなりますので、新しい救急車に関わります救急の資機材、あとは車両内の艀装工事、改造ですね、はい。それと、電装関係、その他諸々の必要な手数料・保険料・重量税、その部分が別にかかってくるので、それを備荒資金の防災事業に合わせまして、5年間の償還をして、新たに購入したものであります。

○議長（中井康雄君） はい、7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） はい、わかりましたけれども、新しい救急車の寄贈が5月24日に決定されたということで、新しい救急車が入ると思うのですけれども、共済連からいただけるのは車両本体ということで、そこに載せる機材ですとかそういったものについてはこちらで払わなければならないということで、その車体以外にかかる機材ですとかね、そういった電装ですとか、そういったものにかかる総体の金額っていうのはどのくらいになるのか教えていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 山澤総務課参事。

○総務課参事（山澤康宏君） 車両の寄贈部分除きますと、約2,200万余となる予定です。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。はい。よろしければ、他に質疑はございますか。それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第48号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第48号、令和3年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第5回中札内村議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時36分

